

様式第2号（第6条関係）

令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（不足額給付Ⅰ）

- 定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年度に給付した定額減税補足給付金（当初調整給付）※の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として給付額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を給付するものです。

※ 定額減税補足給付金（調整給付）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付したものです。

門真市長 宮本 一孝 様

- ※ 本様式は、定額減税補足給付金（不足額給付）の給付対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
- ※ 本様式を提出いただいた場合、門真市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に給付確認書を送付します。給付金の受給には、給付確認書の提出が必要です。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()
令和6年1月1日時点にお住まいだった市区町村		

上記の署名をもって、下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意したものとみなします。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認のうえ、「1. 申請者」を記入してください。

- ① 下記の給付要件に該当する場合、これに従い門真市において算定した給付額が給付されます。門真市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は、給付されません。

（給付要件）

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1 － 令和6年分所得税額

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2 － 令和6年度分個人住民税所得割額

Ⅲ 当初調整給付金の額

※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等
（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等
（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

- ② 不足額給付の給付要件の該当性等を審査等するため、門真市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

裏面も必ずご確認ください。

2. 振込口座（申請者名義の口座）

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名				支店名		種別	口座番号 (右詰めで記入)				口座名義(カナ) ※申請者名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。		
金融機関コード				1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連		本・支店 本・支所 出張所		1. 普通 2. 当座					
ゆうちょ銀行				通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入				通帳番号 (右詰めで記入)				口座名義(カナ) ※申請者名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。	
通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入				1 ※									

提出書類

- ☐ 『令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）
- ☐ 『申請者の本人確認書類の写し（コピー）』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）など、本人確認書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。